

## 平成26年第6回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年4月25日(金曜日)午前9時30分
- 2 場 所 中央青少年会館 研修室1
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、  
川治学校教育審議監兼学校指導課長、中本教育政策課長、丸山教育施設課長、  
豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、  
内堀社会教育課長、中島図書館管理監(館長代理)、小森科学館長、  
黒田歴史博物館長、杉山青少年教育課長、  
近藤中央青少年会館係長(館長代理)、新木市民体育課主幹(課長代理)、  
長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
久保田教育政策課主幹、後藤教育政策課副主査、真野教育政策課主任、  
波賀野教育政策課主任主事、小川教育政策課主事、森教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第3 会議録署名者の指名
  - 第4 諸般の報告
    - (1) 第186回通常国会に提出された教育委員会制度改正案の概要について  
(教育政策課)
  - 第5 議事
    - (1) 報第2号 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
    - (2) 報第3号 岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則の一部を改正する規則制定について(学校保健課)
    - (3) 報第4号 岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の制定について

- (岐阜商業高等学校)
- (4) 報第5号 岐阜市立学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について(市民体育課)
  - ※ (5) 第34号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(学校指導課、社会教育課)
  - ※ (6) 第35号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(教育政策課ほか3課)
  - ※ (7) 報第6号 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(学校保健課ほか2課)
  - ※ (8) 報第7号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について(岐阜商業高等学校)
  - ※ (9) 報第8号 岐阜市学校職員の人事について(学校指導課)

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午前9時30分開会開議

**○後藤委員長** 定刻になりましたので、只今より、平成26年第6回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が全員出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

傍聴希望者はいらっしゃらないということですので、お手元にございます議事日程をご覧ください。本日は諸般の報告が1件、議事のうち議案が2件、承認を要する報告が7件ございます。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されておりますが、このとおり扱うことにご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** それでは、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。まず報告1について、事務局より説明をお願いいたします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 資料の1ページをご覧ください。第186回通常国会に提出された教育委員会制度改正法案の概要について、現時点でどのような内容であるか、ご説明したいと思います。地方公共団体の長に関する事項について、教育委員会に関する事項について、それぞれ記載しております。まず地方公共団体の長に関する事項についてですが、現行の首長の権限は、2ページの下に記述がありますように、予算に関すること、議会に議案を出すこと、分担金などの徴収に関すること、教育財産の取得・処分に関すること、契約の締結、大学、私立学校に関することと、限定的となっております。しかし、今回、首長の関与に関して新たに規定が設けられるということでもあります。1つ目は、教育の事務に関する大綱の策定、2つ目は、総合教育会議の設置です。大綱の策定につきましては、首長が教育に関する総合的な施策の大綱を定めるとされており、これは、次に申し上げます総合教育会議での教育委員会との協議を得て作成するというので、公表を義務付けられております。この大綱によっても、これまでの首長と教育委員会とのそれぞれの職務権限に変更はないとされておりますが、新聞報道等にあるように首長の関与が強まって、教育委員会の中立性が侵されるのではないかという懸念も言われているところでもあります。2つ目の総合教育会議につきましては、首長が設置・招集するというのであります。構成についてですが、首長と教育委員会が必要と認めるときには学識経験者や関係者などを招いて意見を聞くことも出来るとされております。総合教育会議の担当事務につきましては、先ほど申し上げた大綱策定に関する協議、重点的に講ずべき施策の協議、大津市のいじめ自殺事件の事案のように特に児童生徒の生命身体に害が及ぶ場合に緊急時に講ずべき措置についての協議が記載されております。それから事務の調整について協議するというので、これにつきましては首長と教育委員会それぞれが、協議の結果を尊重することとされています。なお、この会議につきましては原則公開とされており、議事録も公表するというのであります。あり方については、今後教育委員会で研究を進めていきたいと思っております。法律案に規定されている事項は以上のとおりです。

それから、2つ目、教育委員会に関する事項につきましては、まず大きく変わる点は、これまで教育長が教育委員会委員の中から選ばれておりましたが、委員としてではなく、直接教育長として議会の同意を得て首長から任命されるという仕組みになります。任期は委員4年とされていますが、新教育長につきましては3年ということでもあります。新教育長がいつから導入されるかと申しますと、委員としての任期が終わるまで、あるいは任期満了までに委員の身分、教育長の職を失うかのどちらか早い日ということになります。現早川教育長の委員としての任期が平成28年10月19日までですので、何事もなければ平成28年10月20日以降に新教育長が誕生するということになるのではないかと考えております。次に、罷免につきましては、現行からの変更はありません。新教育長の服務につきましては、これまで教育長は一般職とされておりました。

たが、新教育長は常勤の特別職ということになり、これまでとは違う服務ということになります。ただ常勤ということですので、職務に専念する義務、営利企業従事制限といった義務はございます。次に権限ですが、これまで委員会におきましては委員長と教育長がそれぞれ権限を持ち、行使しておりました。委員長は会議を主宰し教育委員会を代表する一方、教育長につきましては、委員会の指揮・監督の下、すべての事務を司る、事務処理の権限を有しておきまして、委員長のように委員長名で法律行為を成し得るといった権限はありませんでしたが、新制度では、新教育長が会務、教育委員会の全ての事務を総理した上で、教育委員会を代表するということですので、現委員長と現教育長の権限を併せ持たれるということになります。また、教育長が委任を受けて行った事務につきましては、教育委員会にその執行状況を報告することとされております。さらに、教育長に事故があるとき、欠けたときには、あらかじめ教育長が指名する委員が、その教育長の事務を行うとされております。現行につきましても記載しておりますのでご参照ください。会議、権限につきましては、現行の教育委員会が合議制の執行機関であるという点はこれまでと変わりなく、会議録の作成・公表につきましても岐阜市ではすでに行っております。また、首長の権限と教育委員会の権限は資料に記載のとおり、それぞれ現状維持ということで変更はないと言われておりますが、大綱と総合教育会議の導入に伴いまして、今後どうなるかが世間で議論されているということでもあります。

2ページの最後のその他には、大津市のいじめ自殺事件、沖縄の教科書問題のような事案について、文部科学大臣が教育委員会に対して是正を指示する権限を明確にするということでもあります。以上です。

**○後藤委員長** ありがとうございます。第186回通常国会に提出された教育委員会制度改正法案の概要について、ご説明をいただきましたが、ただいまのことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○小野木委員** 岐阜市の場合は、平成27年4月1日が想定されるということですか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 法案の施行日が平成27年4月ですので、まず平成27年4月以降に首長の大綱の策定、総合教育会議の開催を行う必要があります。新教育長の導入につきましては、全国のそれぞれの団体で教育長の任期がまちまちですので、経過措置として、現教育長の委員としての身分がなくなるまでは現教育長を維持した上で、委員としての任期が満了した後に新教育長を導入するということになります。

**○小野木委員** どういうことでしょうか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 今の早川教育長の委員としての任期は、平成28年10月までですので、それまで何事もなければ、会議については現行を維持した上で平成28年10月から新教育長が、教育委員会の委員長となるということです。

○**後藤委員長** 平成28年10月20日からということですね。

○**長谷川教育政策課政策係長** 来年度の変更点につきましては、大綱の策定と総合教育会議の開催ということになります。すでに岐阜市では、首長と教育委員との朝食会などを開催してまいりましたが、それをよりフォーマルな形で行うことになると考えております。

○**後藤委員長** 大きく捉えると、教育長が教育委員長を兼ねるということと、総合教育会議を開催すること。今までも連携を取ってまいりましたが、法的に整備されるということ、これまでと一番大きな違いは首長が主宰するということですね。

○**中島委員** 市長が代わるたびに教育制度や、岐阜市の教育の中身が変わる可能性があるということでしょうか。

○**後藤委員長** 本来あってはならないことですが、懸念されているのはその辺りですね。

○**中島委員** 今までの流れと大きく違ったり、教育に関する専門知識のない方が市長になられた時に一番困るのは子どもたちですよね。保護者にとっても最大の危機だと思っています。

○**後藤委員長** 政治的中立性、教育の継続性、安定性ということは教育には欠かせないことですので、事務局側も、今まで以上に気を配って進めていかないとはいけませんね。

○**中島委員** ぜひ、コミュニケーションを取っていただきたいと思います。

○**早川教育長** 中島委員がおっしゃる通り、運用次第であると思います。これまで以上に自律や自覚が必要になると思います。職務代理者については、たとえば私に不慮の事故等があった場合、小野木委員や矢島委員を職務代理者にするというわけにいかないと思います。兼業、兼務は認められておりませんし、それを見越して常勤対応できる方を委員にするというのは、現実には難しい話だと思っています。

○**長谷川教育政策課政策係長** 教育委員は、これまで通り非常勤特別職ですので、代理者が職務を行うことについてどこまで関わる事が出来るかということですが。

○**早川教育長** 私に不慮の事故等があり、後藤委員長に後任をお願いする場合には、お仕事を辞めていただく必要が出てくるということです。

○**後藤委員長** 事務局側に、現実問題として空白が出来てしまうということですね。

○**早川教育長** 空白を作らないための職務代理者なのですが。

○**長谷川教育政策課政策係長** 例えば、議会の会期中の一般質問の時等が懸念されます。

○**小野木委員** 現行の、あらかじめ指定する事務局の職員というのは誰を指すのでしょうか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 現行は、教育長代理につきましては事務局の職員とされておりますので、岐阜市では事務局長ということになります。

○**小野木委員** 委員長の職務代理者は、委員の中でということですね。

○**長谷川教育政策課政策係長** 教育長は事務を司るので、あくまで事務局の職員から選ぶという建前になっております。

○**後藤委員長** 曖昧なところがありますが、今後そういう点も詰められるでしょうね。ほか、よろしいでしょうか。ないようですので、次に参りたいと思います。議事日程、報告第2号から第5号です。よろしく願いいたします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 資料の3ページにあります、小中学校管理規則の改正についてです。土曜日授業の実施を可能とするものですが、5ページから10ページにかけて、土曜日授業に関する資料が載っております。学校教育審議監から土曜日授業実施のあらましにつきまして、ご説明いたします。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 岐阜市においては、土曜日を有意義に過ごすということが、確かな学力、豊かな心、健康・安全に過ごす力について大きな影響を

もたらずというスタンスで、土曜日授業を全国に先駆けて順次実施して参ります。

5 ページをご覧ください。まず、土曜日授業の実施にあたって、学力学習状況調査から分析しますと、左側のグラフの赤く囲んだ下位層と言われる、全国平均の2分の1以下しか答えられなかった児童・生徒数の割合を示したものです。中学校の数学Bでは、約20%がここに入っております。岐阜市は、中学校では上位層が非常に頑張っているのですが、まだまだ下位層も多く、そのような子どもたちに手を差し伸べる必要があるということがございます。真ん中の表の土曜日の過ごし方と学力の状況の相関関係を見た時に、前面の青色のグラフは土曜日を主に勉強や塾、習い事ですごしている児童・生徒を示しております。成績が高いA層が多くなっています。後面のオレンジ色のグラフは、主に遊びですごした児童・生徒の結果を表しており、成績が高いA層が少ないといったことがわかります。同じように体験活動という視点で見ても、体験活動が多い子の方が、成績が高いという傾向が見られました。よって、岐阜市の土曜日授業の実施について、下のように示したのですが、原則第1土曜日の午前中に年間10回程度、全員参加を基本とする形で進めていきます。内容としては、学校課題に応じた授業を展開するということで、学力の補充、体験不足の解消、地域とのコラボなどを学校の課題に応じて位置付けていくように指導しました。留意点につきましては、①～⑥にありますように教職員の勤務、留守家庭児童会等ありますが、その辺りも整備して参りました。特に教員については、夏休みに代休を取れるように県と協議の上、8月5日から19日まで研修を入れない期間を設けて、そこで休みが取れるように配慮いたしました。

7 ページをご覧ください。岐阜市内小中学校の土曜日活動実施日一覧ですが、学校の実態に応じて実施日を決めるよう依頼しております。表の中にある数字は学校数です。具体的な内容につきましては、9 ページをご覧ください。第1回目の土曜日授業の実施にあたって、どのような内容を行うのかを右側に示してあります。第1回目の期日は左側に記載しております。多くは5月10日に実施しますが、すでに且格小では、4月19日に行っております。岩野田北小でも19日に実施、明日4月26日に実施の学校も何校かあります。多くは学力という視点で授業を実施します。また、補充的な授業であります。命を守る訓練、親子で引き渡しの訓練を実施する学校が、小学校では47校中の14校ございます。年度当初に、防災という視点から授業を行っているというのが大きな特徴ではないかととらえています。次に、10 ページは中学校の日程一覧表であります。明日26日には、青山中で命を守る訓練、救命講習、ネット安心講座と、命を守ることに特化した授業を展開しております。これについては、岐阜新聞が取材に入る予定でございます。このような形で土曜日授業を1年通して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○後藤委員長 土曜日授業が、徐々に実施されているといった状況ですが、何かご質

問はありますでしょうか。

○**中島委員** 言葉の使い方でお尋ねしますが、引き渡しと受け渡しという表現に、何か違いがありますか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 同じ意味で用いていますので、今後統一するようにしていきます。

○**中島委員** 分かりました。その内容を、1時間で行う学校と2時間かけて行う学校がありますが、中身が違うのでしょうか。それとも、児童生徒数が違うからですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 特に小学校では、既に実施しているところが多いのですが、具体的には学級で安全を指導して、保護者に引き渡し訓練をして終わるということですが、方法によって終了する時間が違います。具体的にどこまで連れて歩くかというのは学校単位であるかと思います。

○**中島委員** 範囲はあるのですか。だいたい内容は同じなのでしょうか。学校によって中身が違うことはありますか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 視点はある程度こちらから示しておりますので、内容が大きく違うことはありません。

○**中島委員** 出来ましたら、第2回、第3回と内容をご連絡いただきたいと思います。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 実施した内容についてでしょうか。

○**中島委員** はい。資料を見ると多くの学校がPTA総会となっていますが、これは毎年土曜日に行っており、学校ごとの違いはありません。今後、どのような内容になるのか、学校によって特色が出てくると思うので、教えてください。それから、中学校ですが、PTA総会、学級懇談会というのは、保護者に対して行うものです。子どもたちはこの間何をしているのですか。

○**川治学校教育審議監兼学校指導課長** 基本的には午前中に実施であります。学校の実態に応じて、1時間で下校させるということも認めています。

○**中島委員** つまり、1時間目に公開授業があって、1時間目で子どもたちは下校し、

2、3 時間目は保護者向けに学年懇談会や学級懇談会を行うということもあるのですね。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 具体的に確認はしていませんが、基本的には各学校が決められているということになりますね。柔軟性を持たせております。

**○中島委員** それはいいのですが、PTA 総会、学級懇談会、これらはすべて保護者の活動であって、子どもたちが何をしているのかが分かりません。子どもたちのための土曜日授業なので、この時間に子どもたちが何をしているのかが分かるものにしていただきたいと思います。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** わかりました。表記についても一度整理いたします。

**○小野木委員** 1 時間で下校させる学校がある一方、3 時間しっかり授業を行う学校があるということは、学力に差が出てくるということになりますよね。そのような違いが生じて良いのでしょうか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 土曜日授業を進めていくにあたって、学校課題を十分捉えて進めるという形と、今まで土曜日に行ってきたことも大いに活かして位置付けるという形とで進めましたので、PTA 総会等をそのまま土曜日授業のひとつとして位置付けた学校があったというわけです。

**○小野木委員** それは、PTA 総会の話ですよ。子どもの話ではないですよ。子どもたちの授業時間に違いが生じて良いのでしょうか。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 学力を課題としている場合、土曜日授業の 10 回全てを教科授業に充てる学校もあります。一方、命を守る訓練であるとか、学校行事や地域との体験活動に時間を取っている学校もありますので、既にスタートの段階で差が出てきている状況ではあります。

**○小野木委員** そうすると、土曜日の使い方によって、学校間で相当差が出てきますね。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** そうなります。

**○後藤委員長** 教科授業を充実する学校もあれば、体験を補ったり、地域との交流を

深めるという学校もありますね。試行するところもあると思いますので、出発時点からがんじがらめにしないという意味合いがあるわけですね。

**○小野木委員** 校長先生のやる気が見えますね。

**○中島委員** だからこそ、活動内容を報告していただきたいと思います。学校や地域の課題も見えてくるし、各学校が何に取り組んでいるのかも分かるので、ぜひともお願いします。

**○川治学校教育審議監兼学校指導課長** 岐阜市といたしましては、土曜日授業における学力向上の推進事業という形で5校を指定して、岐阜大学の学生に授業に協力してもらい、下位層の子たちの学力向上への取り組み等を、進めていきたいと思っています。

**○後藤委員長** 実施するにあたって、全国的に見ますとモデル校を指定している市町村もあるわけですから、一斉に内容を踏襲するのではなく、岐阜市がこれまでやってきているようにバラエティに富んだ、それぞれの学校の実態に応じた土曜授業のあり方を探っていくという方向で歩み出したわけです。色々な方法があるかと思いますが、本当の意味で土曜日授業が充実していくことを教育委員会として、見守っていただきたいというのが小野木委員の思いであると考えます。歩み出したばかりの状態、色々課題が出てくるかと思いますが、充実したものに出来るように指導、応援をしてまいりたいと思います。

**○早川教育長** ご指摘のように、懇談会と書かれている学校の2、3時間目の授業は何をしているのか、気になりますね。そうしたご指摘が教育委員からあり、各学校のやる気がこの一覧表を見て、ひと目でわかるという話が出たということ、校長会で報告しておきます。この授業計画は何度でも変更できますし、校長が変われば考え方も変わるでしょうから。

**○後藤委員長** 課題を持って進んでいく過程だということですね。他によろしいでしょうか。続けて報第3号から報第5号までよろしくお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** まず、報第3号ですが、11、12ページをご覧ください。学校給食用物資の調達をしています学校給食会の資金の貸付規則の改正についてですが、これは公益認定を経て財団法人から公益財団法人に変更したことに伴う改正です。公益認定の申請にあたりましては、これまで物資の調達を主たる業務としており

ましたが、今度は食育等も推進していくということで、公益性をアピールして認定を取得したと聞いております。

次に報第4号です。13ページから18ページをご覧ください。市岐商の授業料徴収規則の制定についてです。先般2月に授業料徴収条例についてご説明しましたが、これまで高等学校につきましては、授業料不徴収制度の下で行われてきたところが、この4月の新入生から就学支援金という制度に変わりましたので、それに伴い、減免の規定等を新たに整備したものです。大半の方が就学支援金によって授業料を事実上払わなくてもよいという扱いになり、減免の対象となる方はごく一部ですが、例えば36か月を超えて高等学校に在学される方のうちで低所得世帯という方も対象になり得ますので、このような規定を設ける必要性があります。

次に報第5号です。19ページから30ページをご覧ください。学校体育施設の開放の規則の改正です。ポイントは30ページに記載してあるとおり、中央青少年会館のグラウンドを夜間開放の対象に加えるということであり、実務は全く変わりませんが、足りなかった規定などを補充しております。以上です。

**○後藤委員長** ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございませんか。ないようですので、採決に移ります。一括して報2号から報5号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○後藤委員長** ご異議がないようですので、原案のとおり決することにいたします。では、秘密会に入る前に、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は5月26日月曜日、午前9時30分から藍川小学校で開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

それでは、秘密会の審議に移ります。

(削除)

**○後藤委員長** それでは、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前10時40分閉議閉会